

社団法人中津川法人会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人中津川法人会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、岐阜県中津川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は健全な納税団体として、税務知識の普及に努めるとともに併せてよき法人企業を目指すものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行（政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- 二 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- 三 会員の役員及び従業員の研さん等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- 四 地域社会への貢献と社会の健全な発展に資する各種の事業
- 五 機関誌及び税務、経営関係各種資料の発行
- 六 青年部会、女性部会の発展に必要な支援及び指導
- 七 関係諸官庁及び友好団体との協調、連携
- 八 財団法人全国法人会総連合、各県法人会連合会及び他の法人会との相互連携
- 九 会員の役員及び従業員の福利厚生に関する事業(全法連が取り扱う保険制度・簡易保険団体取扱い制度)
- 十 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員としての資格を有する者は、中津川税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同するものとする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動について、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 解散又は事業所の閉鎖
- 三 除名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
- 二 本会の名誉を棄損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則として返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常

置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

一 理事 70名以上・80名以内

うち 会長 1名

副会長 4名以上・6名以内

専務理事 1名を置くことができる

常任理事 20名以上・25名以内

二 監事 4名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において会員の代表者その他の役員のうちからこれを選任する。

ただし、2名以内は、会員外から選任することができる。

2 会長、副会長及び常任理事は理事の互選によりこれを選任する。

3 専務理事は、1項の規定にかかわらず、理事会の承認を経て会長が任免する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 専務理事は、会長の命をうけて会務を統括し、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

5 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、その就任後第2回目の通常総会の終了の時までとし、再任は妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残忍期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員の報酬)

- 第18条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事はこの限りでない。
- 2 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 顧問、参与、評議員

(顧問、参与及び評議員)

- 第19条 本会に顧問、参与及び評議員を置くことができる。
- 2 顧問、参与及び評議員は、理事会の推薦より会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問、参与は、本会の業務上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
 - 4 評議員は、理事会の決定に従い本会の業務遂行上必要な会務を処理するとともに、会長の諮問に応ずる。
 - 5 第4項の運営については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 委員会、ブロック、部会及び事務局

(委員会)

第20条 本会は、第4条に規定する業務を分担するため、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

(ブロック及び部会)

第21条 本会は、理事会の決議を経てブロック及び部会を設けることができる。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には職員若干名を置き、会長がこれを任免する
3. 職員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第23条 委員会、ブロック、部会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

2. 前項に定めのない運営規則については、理事会の議決を経て定めることができる。

第7章 会議

(会議の種類)

第24条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第25条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって構成する。

(総会の開催及び招集)

第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的である事項を示して請求したときに開催する。
- 3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第27条 会員は、各1個の表決権を有する。

- 2 会員は前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。
- 3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第28条 総会は全会員の過半数の出席により成立する。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 二 その他、会長が必要と認めた事項

(役員会)

第30条 役員会は、理事会及び常任理事会とする。

- 2 理事会は、理事の全員をもって構成し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 監事は役員会に出席し、顧問、参与は会長の要請により役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第31条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

- 2 役員会の招集については、第26条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会の議事は、その構成員の過半数の出席により成立する。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
 - 二 定款の変更に関する議案
 - 三 総会において、理事会に委任された事項
 - 四 その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- 2 常任理事会は、理事会に代わり業務の執行に関する重要事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議事録)

第34条 会議の議事については、次の各号に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者2名以上が記名押印しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 構成員数及び出席者数
- 三 議事の要録及び議決事項

(会議の議長)

第 3 5 条 全ての会議の議長は会長がこれにあたる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 3 6 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第 3 7 条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第 3 8 条 本会の資産は、基本財産及び運用財産に区分する。

- 2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第 3 9 条 基本財産は、これを費消し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経 費)

第 4 0 条 本会の経費は、運用財産をもって充てる。

(収支予算、収支決算等)

第 4 1 条 本会の収支予算及び収支決算は事業計画及び事業報告とともに総会の承認を経なければならない。

- 2 会長は、総会において予算が成立するまでは、理事会の決議を経て前年度の

予算に準じて新年度の収入支出をすることができる。

- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 事業年度開始前までに予算が成立しなかった時はその理由及び予算成立見込時期を遅滞なく主務官庁へ報告するものとする。
- 5 第1項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第42条 決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(書類保存・提出・閲覧)

第44条

1 本会は次の書類を保存する

NO	書類名	保存期間	提出書類	閲覧書類
イ	定款	永久		
ロ	年度会員名簿	7年		
ハ	年度会員移動名簿	7年		
ニ	年度役員名簿	10年		
ホ	法人会役員略歴名簿	10年		
ヘ	登記事項に関する名簿	永久		
ト	会議議事録(総会・理事会)	永久		
チ	年度事業報告書・年度収支決算書	7年		
リ	年度貸借対照表	7年		
ヌ	正味財産増減計算書・財産目録	7年		
ル	収入支出に関する帳簿・証拠書類	7年		
オ	年度事業計画書及び年度収支予算書	7年		
ワ	委員会・部会・ブロック会議資料	5年		
カ	その他	1年		

2 主管官庁に毎事業年度終了の日から3ヶ月以内または最新版を作成した時点で速やかに、上記の 印の書類を提出するものとする。

- 3 会員及び一般市民より書類の閲覧請求があった場合、所定の手続きを経て、上記 印の書類を閲覧させることができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

- 第46条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第47条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(細 則)

- 第48条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款の改正は平成9年7月9日(名古屋国税局長認可の日)から施行する。

昭和63年 6月28日に一部改正 名局総納許可第 23号

昭和63年 7月29日に一部改正

平成 元年 7月 7日に一部改正 名局総納許可第 28号

平成 4年 6月30日に一部改正 名局総納許可第 43号

【変更】第2条関係 第4条関係 第13条関係 第19条関係及び第31条関係 第22条関係

平成 6年 6月21日に一部改正 名局総納許可第 85号

【変更】第2条~6条 第13条~16条 第18条 第5章 第6章 第20条~23条 第7章 第24条~35条 第8章 第36条~46条 第9章 第10章 第47条 付則

平成 9年 7月 9日に一部改正 名局総納認可第128号

【変更】第6章/第21条/第23条

平成13年 6月27日に一部改正 名局総納認可第158号

【変更】第4章 役員(役員の種類) 第8章 資産及び会計(書類保存・提出・閲覧)第44条1.

本会は次の書類を保存する。

平成 16 年 10 月 1 日に一部改正 名局総納認可第 199 号

【変更】第 41 条収支予算、収支決算等 2 . 4

平成 18 年 11 月 21 日に一部改正 名局総納認可第 208 号

【変更】第 13 条役員 理事定数 40 人から 55 人を 70 人から 80 人に変更